

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

夢・未来 たからづか創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県宝塚市

3 地域再生計画の区域

兵庫県宝塚市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は 225,700 人（2010 年度国勢調査）であり、2014 年の推計人口では、引き続き微増傾向にあるものの、2010 年と比較すると増加率は 1 % の増加にとどまり、2019 年には 225,008 人となっている。今後、本市における人口は、社会増減については 2015 年以降増加しているものの、少子高齢化の影響により出生児数の減少と死亡者数の増加に伴い、自然減が進むことが懸念され、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040 年では 20.4 万人、2060 年には 16.8 万人にまで減少すると予測されている。

年齢 4 区分別の人口を見ると、65～74 歳及び 75 歳以上の人口は年々増加し、2005 年では 65～74 歳の人口が、2010 年には 75 歳以上の人口が前調査年度に対して 1 割を超えて増加を続けている。一方で、15 歳未満の人口は、2000 年までは年々減少していたが、2005 年以降は微増となった。また、15～64 歳の人口は 2000 年までは増加傾向であったが、近年は減少傾向にある。高齢化率は、1980 年の 7.2% から年々増加しており、2015 年には 4 人に 1 人以上が高齢者となっている。また、合計特殊出生率は 1983～1987 年に 1.60 となって以降は年々減少し、1.24 まで落ち込んだものの、2008 年～2012 年には増加に転じた。

自然増減については、1996 年から 2011 年まで出生児数が毎年 2,000 人前後で推移してきたものの近年は微減傾向にあり、2019 年に 1,542 人となった。一方で死亡数は 1996 年以降増加傾向にあり、2019 年には 2,129 人となった。自然増減数は 2011

年まではプラスで推移してきたが、出生児数の減少と死亡者数の増加に伴い、2012年にはマイナスとなり、今後も自然減が進むことが懸念される。

社会増減については、近年、転入者数、転出者数ともに減少傾向となっている。社会増減数は、1996年から2012年までは転入者数が転出者数を上回り増加傾向にあったが、2013年以降は転出者数が転入者数を上回り（2019年では476人の社会増）、今後は減少傾向が続くことが危惧される。

今後、人口が減少すると以下のような影響や課題が想定される。

(1) 生産力の低下と生産年齢層の負担増

人口減少、特に生産年齢人口の減少は、本市に限らず周辺を含めた都市の生産力の低下、ひいては都市の活力の低下を招くことになる。また、生産年齢層が高齢者層を支える年齢階層別人口のバランスが崩れることで、生産年齢層の社会福祉水準維持にかかる負担が増すことが想定される。

(2) 公共施設の機能の見直し

人口減少及び少子高齢化の進展により、小中学校の統廃合や別用途での活用、高齢者の利用を重視した公営住宅や公園施設のリニューアルなど、多くの公共施設において、機能や施設内容の見直しが必要となる。

(3) 都市環境の悪化

人口減少及び少子高齢化の進展等により、空き家や空き室が増加するとともに、地域コミュニティの脆弱化が進むことで、防犯や防災上の問題が懸念される。また、道路や公園など公共空間の維持管理における予算の縮小や、コミュニティレベルでの管理活動の低下も想定され、総じて都市環境や景観面の悪化が危惧される。

(4) まちの賑わいの低下

人口減少及び少子高齢化の進展等により、中心市街地をはじめとしたまちなかでの賑わいの低下が進むことが想定される。特に周辺都市においても再開発や都市機能の高度化が進み、都市間競争がさらに厳しくなることが想定されるため、通学や通勤、買い物などでのさらなる流出も懸念される。

(5) 市財政への影響

人口減少及び少子高齢化の進展等により、総支出における扶助費の割合の増

大や、総収入における市民税の減少などが想定される。特に税収の減少は、財政支出に大きく影響し、行政サービス水準の低下などにより、安心して快適に暮らすことができるまちづくりに影響を及ぼすことが想定される。

これらの影響や課題を踏まえ、人口減少を克服し、活力あるまちを維持するため、本市が有する良好な都市イメージや恵まれた住環境など本市の魅力を最大限に生かすとともに、各施策において本市の魅力をさらに高め、市内外の人に情報発信することにより、「住んでみたい」、「訪れてみたい」、「住み続けたい」と思う人を増やし、「選ばれるまち」、「活力あるまち」を目指すこととし、それに向けた基本的な考え方として次の3点を掲げる。

ア まちの魅力にひかれて ～住みたくなる～

本市の良好な住環境などの魅力を生かすとともに、子育て支援や教育環境の充実などにより、まちの魅力をさらに高め、「住みたくなる」人を増やす。

イ まちの魅力を知って ～訪れたいくなる～

本市に関心を持つ人がまちをもっと知りたくなり、訪れたいくなるよう、本市が有する様々な地域資源を掘り起し、多様なメディアを活用して情報を発信することで、まちの魅力を知って「訪れたいくなる」人を増やす。

ウ まちへの愛着を持って ～住み続けたいくなる～

すべての人が、健康で安心して暮らすことのできるまちづくりを進め、まちへの愛着を持って「住み続けたいくなる」人を増やす。

これらの基本的な考え方にに基づき、次の事項を本計画の基本目標として掲げ、施策を推進していく。

- ・基本目標1 子どもと子育てにやさしい「まち」
- ・基本目標2 地域資源を生かした活力ある「まち」
- ・基本目標3 健康で安心して暮らせる、住みやすい「まち」

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	年少人口の数	30,784人	32,363人	基本目標1
	市民アンケートの「宝塚市は子育てがしやすい環境である」と思う市民の割合	49.7%	49.7%	
イ	観光入込客数	10,485,065人	11,936,000人	基本目標2
	市内民営事業者の従業員数	54,498人	55,000人	
ウ	市民アンケートの「宝塚市内に住み続けたい」と思う市民の割合	77.1%	79.8%以上	基本目標3
	社会増減における転入超過数	476人	プラスに転換	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

夢・未来 たからづか創生総合戦略推進事業

ア 子どもと子育てにやさしい「まち」をめざす事業

イ 地域資源を生かした活力ある「まち」をめざす事業

ウ 健康で安心して暮らせる、住みやすい「まち」をめざす事業

② 事業の内容

ア 子どもと子育てにやさしい「まち」をめざす事業

子どもが地域のなかで愛されて健やかに成長していることが、まちの魅力となるとともに、大人になっても住み続けたい、将来戻ってきたいと思われるまちになると言える。このため、子どもを安心して産み、育てることができるよう、地域と行政が一体となり、子育て支援の充実、子育てと仕事の両立ができる環境の整備、子どもの「生きる力」を育む魅力ある教育環境づくりを進めることで、子どもと子育てにやさしいまちをめざす。

《具体的な事業》

- ・乳幼児等・こども医療費助成事業
- ・市立保育所保育実施事業
- ・保幼小中連携教育推進事業 等

イ 地域資源を生かした活力ある「まち」をめざす事業

本市の豊かな資源を生かし、まちの個性と魅力を高めるとともに、産業の活性化による雇用機会の創出や就労支援に取り組み、活力あるまちをめざす。また、市民が心豊かな生活を送るために、文化芸術やスポーツは欠かせないものと言えることから、生涯を通じてだれもが文化芸術やスポーツとふれあい、楽しむことのできるまちをめざす。

《具体的な事業》

- ・観光振興・宣伝事業
- ・宝塚ブランド発信事業
- ・文化振興事業 等

ウ 健康で安心して暮らせる、住みやすい「まち」をめざす事業

子どもや高齢者をはじめすべての市民が、地域のなかで健康で安心して暮らすことができるよう、ハード、ソフト両面において環境を整備し、健康で安心して暮らせる住みやすいまちをめざす。また、北部地域は、里山と農地が保全されている自然豊かな地域であるが、人口減少と高齢化の進行により生活環境への影響が懸念されることから、交流促進と定住促進により元気なまちをめざす。

《具体的な事業》

- ・生活道路整備事業
- ・エイジフレンドリーシティ推進事業

・都市景観保全・創出事業 等

※なお、詳細は夢・未来 たからづか創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

総合戦略の進行管理を行う市内検討会及び本部会議において、毎年度7月頃にK P Iの達成状況を含め、実施状況を検証し、見直しの検討も行う。その検証内容について、有識者会議にて報告を行い、意見を求める。検証後、速やかに本市ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで